

ディーゼル微粒子捕集フィルター（DPF）装置等不具合解消費用助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、一般社団法人千葉県トラック協会（以下「千ト協」という。）の会員事業者（以下「事業者」という。）が、ディーゼル微粒子捕集フィルター（DPF）装置等（以下「装置」という。）の不具合を解消した場合の費用の一部を助成することとし、事業者の環境対策及び省燃費運転に対する意識の向上、企業経営の安定を図ることを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、会費の未納のない事業者とする。

（助成対象費用）

第3条 助成対象は、排出ガス規制が平成22年規制以降の車両で、1回当りの不具合の解消に係った費用（以下「費用」という。）が30万円を超えるものとする。

（助成対象）

第4条 助成対象は、令和2年4月1日から令和3年2月末日までに、不具合を解消し、支払いを完了したものとする。

（助成金額及び助成制限台数）

第5条 助成金額は1台当たり50,000円とし、助成制限台数は一事業者当たり5台とする。

（助成金の交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、「令和2年度ディーゼル微粒子捕集フィルター（DPF）装置等不具合解消費用助成実績報告書」により、令和3年3月5日までに申請を行うものとする。なお、郵送による申請の場合は、令和3年3月5日必着とする。

但し、千ト協は当該年度の予算に達した時点で申請受付を予告なく終了する。

2. 前項の申請には、千ト協の定める必要書類を添付するものとする。

（助成金の交付）

第7条 千ト協は、助成金交付申請があった場合は、その内容を審査し、妥当と認められ

る場合には、助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第8条 千ト協は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 1) この要綱その他千ト協が定める事項に違反したとき
- 2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

2. 前項により返還を命じられた事業者については、千ト協が行う助成事業すべてに係る申請は、原則として、当分の間、受付を行わないものとする。

(装置の処分制限)

第9条 事業者は、交付対象となった費用で整備した装置が導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

但し、あらかじめ千ト協の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほかに、その運用に関して必要がある場合には、別に定めるものとする。

(附 則) 本要綱は、2019年4月1日より実施する。

(一部改正) 本要綱は、令和2年4月1日より実施する。

